
一時預かり事業（一般型）の減免制度について

説明者 豊中市こども事業課
令和8年(2026年)2月19日

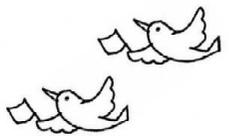
豊中市の制度__一時預かり事業の実施要綱

2025.9.2.ver

令和8年度（2026年度） 豊中市 教育・保育施設等利用のご案内

この案内は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・家庭保育所・地域型保育事業・その他子育てサービス支援事業等、豊中市でご利用いただける施設・事業のご案内です。子ども・子育て支援新制度での施設の利用に関する手続きや必要な書類等について、重要なことを記載しています。申請される際は、内容をよくお読みください。

*この案内の内容は変更する場合があります。追加で決まった事項や変更になった点については、豊中市ホームページ等で随時お知らせしますのでご確認ください。




2号・3号認定の申込についての市ホームページはこちらから。



電子申込での各種手続きについての市ホームページはこちらから



豊中市子ども未来部子育て給付課
入所入園係

〒561-8501 豊中市中塚塚 3-1-1（第二庁舎3階）
TEL 06-6854-2252/2253
FAX 06-6854-9533
メール kosodate-nyusho@city.toyonaka.osaka.jp

【多様な保育事業】

■各施設における多様な保育事業について

各施設で実施している保育事業は、保育認定（2号・3号認定）がなくてもご利用いただけるものもあります。

1. 一時保育事業（一時預かり事業）

保護者が3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に施設をご利用いただく制度です。「断続的一時保育」と「緊急一時保育」があります。保育認定を受けていないお子さんもご利用いただけます。

- 断続的一時保育
週3日を限度として断続的に保育が困難となるお子さんを保育する事業
【対象となる事由】保護者の就労やリフレッシュ等 事由は問いません。
- 緊急一時保育
利用初日から1ヶ月のうちで12日を限度として緊急・一時的に保育する事業
【対象となる事由】保護者の疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由。「就労」が事由の方は利用できません。

	断続的一時保育事業	緊急一時保育事業
実施施設	民間施設	民間施設、公立認定こども園
実施施設はP37「市内施設一覧」をご参照ください		
利用条件	豊中市に住民登録されている満1歳～就学前のお子さん (ただし施設により利用できる年齢が異なります。)	
実施日	各施設の開所日	
利用時間	各施設の開所時間(午前7時00分～午後7時00分)	
利用定員	各施設による	
利用料金	午前7時00分～午後6時00分までの利用 一人2,200円/日、飲食費400円	
一時保育延長保育利用料金	午後6時01分～午後7時00分：延長利用料200円 ※市内指定児童福祉施設の延長利用は異なります。 *北丘監獄側のみ開所時間は午後8時までとなります。 延長保育料：午後7時01分～午後8時00分まで600円 月極保育料：午後6時01分～午後8時00分まで6,400円	
書類配布場所	一時保育事業実施施設等	
書類提出先・問合せ	利用希望施設	

(ア) 申込方法
断続的一時保育の事前登録・利用申込はこちら→
<https://toyonaka.hoiku.michi-shiru.jp/>



公立認定こども園での緊急一時保育利用を希望される場合は直接認定こども園へお問い合わせ後、事前登録・利用申し込みを行ってください。
※利用当日による電子申込はできません
電子申込システムによる登録書類提出はこちら→



- 同一施設で断続的一時保育事業と緊急一時保育事業を併用する場合は、あわせて月に12日が限度です。
- 年度ごとに申込が必要です。

(イ) 提出書類
 一時保育事業利用登録書
 一時保育利用申込書
 お子さんの健康状態について
 一時保育事業利用についての意見書（医師の診断書、費用は実費負担）

32

豊中市の定める一時預かり（一般型）は、「断続的一時保育」と「緊急一時保育」がありますが、利用者負担の「減免」を行うような規定は今まではありませんでした。

国の制度__一時預かり事業の実施要綱

5 文科初第 2592 号
こ 成 保 第 191 号
令 和 6 年 3 月 30 日
第一次改正 6 文科初第 2896 号
こ 成 保 第 252 号
令 和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長

一時預かり事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「一時預かり事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついで、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」は、令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止する。

助法が適用された市町村(以下「被災市町村」という。)に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもであつて、地震等の影響により、在籍する同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設(以下「特定教育・保育施設等」という。)とは別の特定教育・保育施設等を利用する乳幼児。

イ 被災市町村に居住する世帯に属し、利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等を利用する幼児。

ウ 被災市町村に居住する世帯に属し、地震等の影響により、避難や保護者の復旧活動等により、①に掲げる実施場所を利用する乳幼児のうち、ア・イに該当しない乳幼児。

③ 設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修

ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して(1)、(2)及び(6)において定める基準に準じて行う。

ただし、被災児童の受け入れに当たつてやむをえない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、(1)、(2)及び(6)において定める基準を満たしていなくても事業を実施することを可能とする。

ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型又は地域密着Ⅱ型

イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型Ⅰ

5 利用者負担軽減

(1) 内容

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等(以下「低所得世帯等」という)の児童が、本事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部の補助を行う。

(2) 対象類型

対象となる類型は、次のアからエに該当する実施方法とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。

ア 4(1)に定める「一般型」

イ 4(4)に定める「余活用型」

ウ 4(5)に定める「居宅訪問型」

エ 4(6)に定める「地域密着Ⅱ型」

(3) 事業の対象者

事業の対象者は、本事業による支援を受けた児童の保護者であつて、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

ア 一時預かり事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が 7 万 7,101 円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であつて、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

(4) 一時預かり事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業を行う者(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ 5(3)に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあつたときは、対象者に対し補助があつたものとみなす。

(5) 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

① 5(3)アに定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円

② 5(3)イに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,400 円

③ 5(3)ウに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,100 円

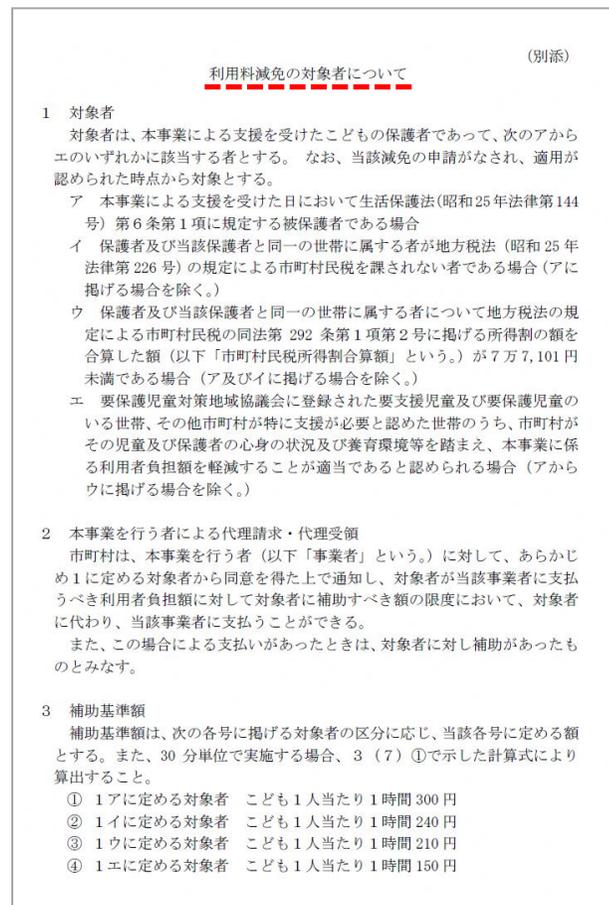
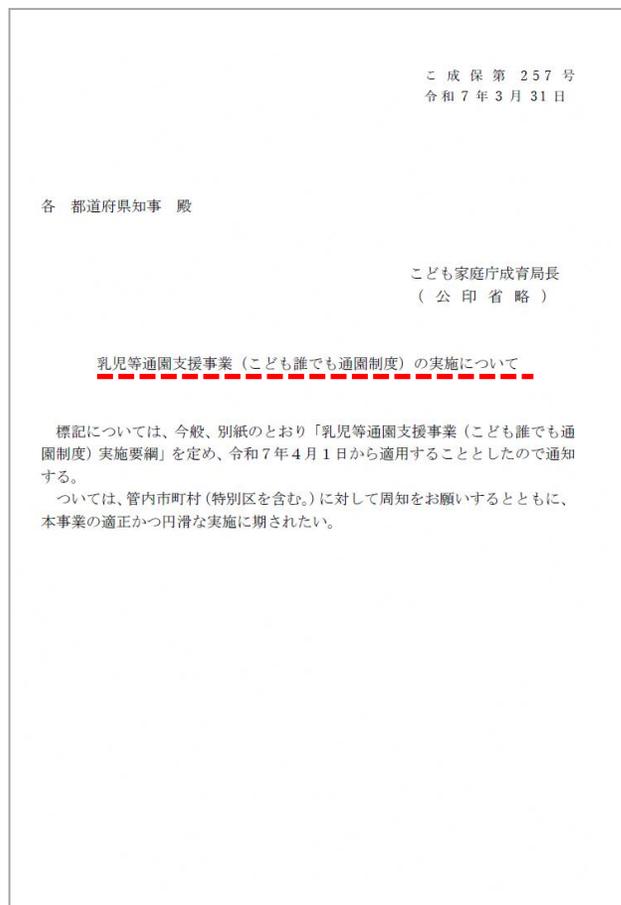
④ 5(3)エに定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円

(6) 留意事項

5(3)イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の 4 月から 8 月までは前年度の市町村民税により、9 月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を 4 月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。

国の定める一時預かり事業(一般型)では、利用者負担軽減「いわゆる減免」の規定があります。

国の制度__乳児等通園支援事業の実施要綱



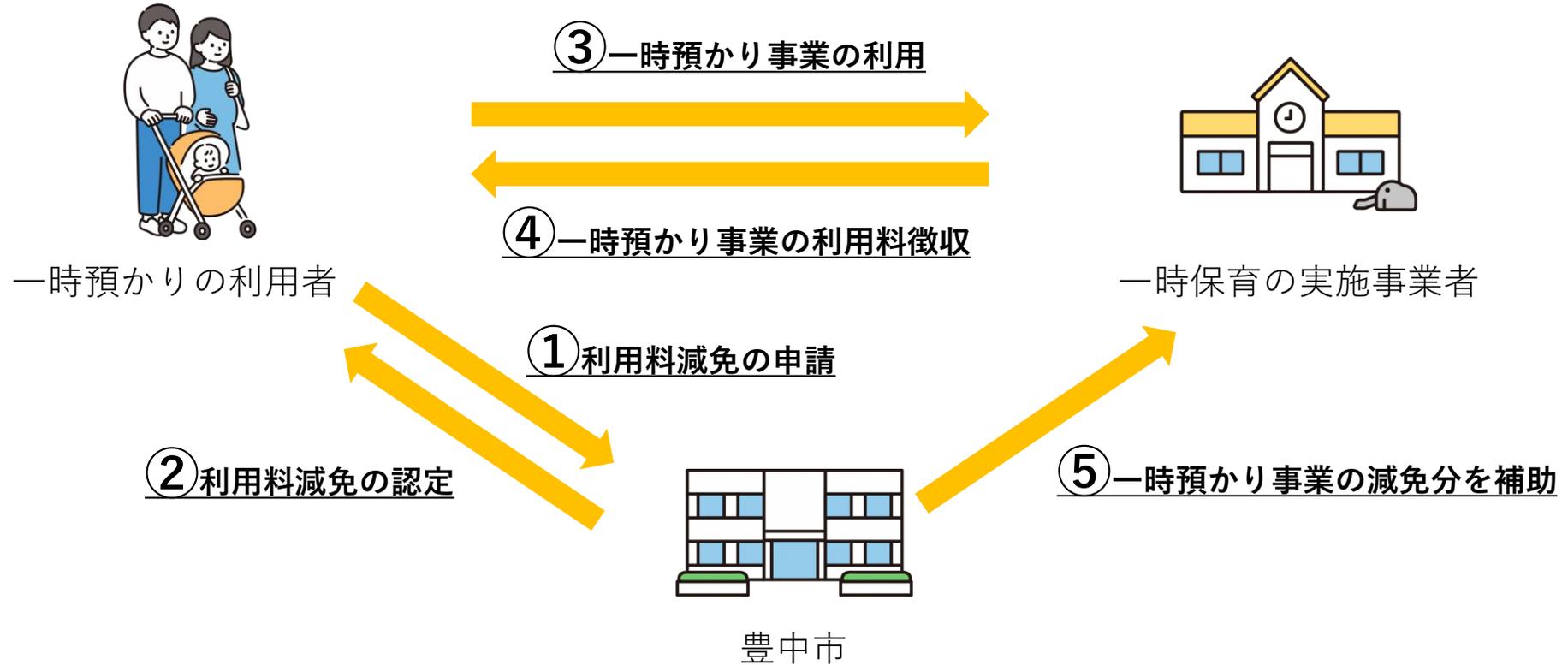
国の定める乳児等通園支援事業では、利用料減免の規定があります。このことから、乳児等通園支援事業の減免対象者と同じ対象者を一時保育においても減免対象者とすることとしました。

一時保育の利用者減免の対象者の区分とその金額

番号	利用者の減免区分	減免後の利用料	豊中市の利用者負担額 (保育料) 表での階層
1	対象児童の保護者が、利用日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合	1日当り 0円 飲食費 400円 延長保育料 0円 （午後6時00分を超える場合）	第1階層相当
2	対象児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合	1日当り 0円 飲食費 400円 延長保育料 0円 （午後6時00分を超える場合）	第2階層相当
3	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合	1日当り 400円 飲食費 400円 延長保育料 200円 （午後6時00分を超える場合）	第3階層～第4A階層相当
4	対象児童の保護者が、豊中市はぐくみセンター又は豊中市児童相談所からサポートプランを手交され、サポートプランにおいて一時保育事業の利用を促した者であることが認められる場合	1日当り 700円 飲食費 400円 延長保育料 200円 （午後6時00分を超える場合）	階層に関係なし
5	対象児童の保護者が、上記以外の場合	1日当り 2,200円 飲食費 400円 延長保育料 200円 （午後6時00分を超える場合）	第4B階層～第8階層相当

利用料減免の結果は上記の「減免後の利用料」となります。なお、生活保護世帯でかつサポートプランにおいて一時預かり事業を利用を促した者の認定である場合など複数の区分に該当する場合は、利用料減免幅が大きい方生活保護世帯の利用料となります。

利用者・実施事業者・市町村の利用者減免の相関図



利用料減免は、③の一時保育の利用の前に、①の利用料減免の申請と②利用料減免の認定を実施いただく必要があります。もし、利用料の減免の申請や認定がない場合は原則は減免制度を使っていただくことができません。

利用者減免の書類のイメージ

申請書
(案)

一時預かり事業の減免申請のフォーム

入力フォーム

1 入力1 2 入力2 3 確認 4 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

一時預かり事業の減免申請フォーム

★★下記内容を必ず確認してください★★

・このフォームは、一時預かり事業での減免申請を希望する場合に利用します。
・児童ごとに申請が必要です。他に認定を持ちようたいがある場合は、お手数ですが1人目の申請を完了した後、再度同じフォームで申請してください。

登録したメールアドレスを記入してください 必須

メールアドレス

メールアドレス 必須 メールアドレス(確認) 必須

aaaaaaaa@hotmail.com 24 / 128 aaaaaaaaa@hotmail.com 24 / 128

利用希望児童情報

氏名

氏 必須 名 必須 0 / 64 0 / 64

氏フリガナ 必須 名フリガナ 必須 0 / 64 0 / 64

性別 必須

男性 女性

生年月日 必須

保護者情報を入力してください (代表保護者1名)

氏名

氏 必須 名 必須 0 / 64 0 / 64

〒 561-8501

住 所 大阪府豊中市中塚塚3丁目1番1号

保 護 者 豊中 太郎 様

氏 利 用 豊中 花子 様

児童氏名 豊中 花子 様

豊こ給第100-10号
令和8年(2026年)4月1日

一時保育利用料減免決定通知書

豊中市長 長内 繁樹

令和8年3月20日付け豊中 太郎様より申請のあった一時保育利用料減免の申請について、審査の結果下記のとおり一時保育利用料の減免を決定しましたのでお知らせします。

記

1. 一時保育利用料 0円(1日あたり)A
(利用料の有効期限 令和8年4月から令和8年8月まで)

減免理由: ア. 生活保護世帯

注) 市民税で減免が決定した場合には、減免の利用料に有効期限があります。有効期限を過ぎますとご利用ができませんので、再度の申請が必要となります。
※利用年度の市民税の課税状況が決定するのが、その年の8月ころとなりますので、4月から8月にご利用の場合は、前年度の世帯の市民税所得割額の合計額で判断し、9月から翌年3月にご利用の場合は、当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額で判断します。

問い合わせ先 豊中市子育て給付課 入所入園係
電話 06-6858-2252/2253

認定書
(案)

利用者からの申請（電子申込のLogoフォーム）と、豊中市から認定する認定書（減免決定通知書）は上記のようなものになります。
右側の認定書（減免決定通知書）を確認し「一時保育利用料」と「減免理由」を確認いただいた上で、
実施事業所にて利用料を徴収するようにしてください。

利用者と実施事業者の利用者減免での利用ケース 1

時間	利用者	事業者	備考
8時00分	一時預かりの予約を経て一時預かりの利用者が事業所に来る	—	—
8時10分	—	利用者の事前の申請で減免があるとの申し出なので減免が分かる書類を確認する。	—
8時15分	減免が分かる書類を提出しその場で確認してもらう	—	—
↓			
17時00分	一時預かりの利用終了のため事業所にお迎えに来る	—	18時から延長保育開始
17時20分	—	減免後の利用料と実費などを徴収する	—

このケースの場合、利用が初回利用ではないなどで利用者が減免申請と認定を既に受けておられるような場合で、延長保育の前にお迎えが来ているため、特に問題は起こらないと考えています。

利用者と実施事業者の利用者減免での利用ケース 2

時間	利用者	事業者	備考
8時00分	一時預かりの予約を経て一時預かりの利用者が事業所に来る	—	—
8時10分	—	利用者の事前の申請で減免があるとの申し出なので減免が分かる書類を確認する。	—
8時15分	減免が分かる書類を提出しその場で確認してもらう	—	—
↓			
18時10分	一時預かりの利用終了のため事業所にお迎えに来る	—	18時から延長保育開始
18時20分	—	減免後の利用料と 延長保育料 と実費などを徴収する	—

このケースの場合、利用が初回ではないなどで利用者が減免申請と認定を既に受けておられるような場合で、**延長保育**になっているため、延長保育料分も徴収するか減免になるかを判断する必要があります。

利用者の実施事業者の利用者減免での利用ケース 3

時間	利用者	事業者	備考
8時00分	一時預かりの予約を経て一時預かりの利用者が事業所に来る	—	—
8時10分	—	利用者の事前の申請で減免があるとの申し出なので減免が分かる書類を確認する。	—
8時15分	減免が分かる書類の申請と認定がないため確認できるものを持っていない	—	認定を受けていない？それとも持ってくるのを忘れた？
↓			
17時00分	一時預かりの利用終了のため事業所にお迎えに来る	—	18時から延長保育開始
17時20分	—	減免しない 利用料と実費などを徴収する	—

このケースの場合、利用者が初回利用などで減免申請と認定を受けていない場合で、延長保育の前にお迎えが来ているため、減免しない額での利用料と実費などを徴収します。

まとめ

豊中市における一時預かり事業の減免制度についてまとめると以下のとおりです。

- ・豊中市の一時預かり事業の減免については、民間施設で実施される一時預かり事業のほか公立こども園で実施される一時預かり事業や、ポピンズキッズルーム庄内やポピンズキッズルーム桜の町などで実施される一時保育事業など、豊中市内にあるすべての施設での一時預かり事業が減免の対象になります。（一時預かり事業（幼稚園型）は除く。）
- ・一時預かり予約システム（ミチシルベ）からの予約～利用と、電話等からの予約～利用からのいずれにおいても減免の対象となります。予約を受け付けたときに「もし減免対象者であればそのことを確認するための書類が当日必要になる」ことをお伝えいただき、利用の当日にそれを確認することをお伝えください。
- ・減免対象者かどうかの認定の確認は、原則は原本での確認をお願いします。
- ・減免対象者かどうか分からない場合に、いったん利用料を支払っていただき後に返還するなどは原則できませんので、一時預かりの利用の前に減免の申請のち認定を取っていただくことを、事業者さまでも周知してください。

以上になります。引き続き一時預かり事業にご協力のほうお願いいたします。